6. ひとり親控除の創設および寡婦(寡夫)控除の改正

- ●婚姻歴や性別に関わらず、生計を同じとする子(合計所得金額が48万円以下)を有する単身者(合計所得金額500万円以下に限る)について、「ひとり親控除」(控除額30万円)を適用
- ●上記以外の寡婦については、引き続き寡婦控除として控除額26万円を適用し、子以外の扶養親族を有する寡婦についても、所得制限 (合計所得金額500万円以下)を設定
- ●住民票の続柄に「夫(未届)」、「妻(未届)」と記載がある方は対象外

改正前

	配偶関係			死	別	離別		
		合計所得	₽	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	
本人 女性	扶養 親族	有	子	30万円	26万円	30万円	26万円	
			子以外	26万円	26万円	26万円	26万円	
		4	Ħ	26万円	_	_	_	

※寡婦控除26万円·特別寡婦控除30万円

本人男性	配偶関係			死	別	離別		
	合計所得			500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	
	扶養 親族	有	子	26万円	_	26万円	_	
			子以外	_	_	_	_	
		\$	#	_	_	_	_	

※寡夫控除26万円

改正後(令和3年度以降)

	配偶関係			死別		離別		未婚のひとり親
	合計所得		500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	500万円以下	
女性	扶養親族	養有族	子	30万円		30万円	_	30万円
			子以外	26万円		26万円	_	_
		無		26万円	<u> </u>	<u> </u>	_	_
	→ 事婦控除26万円						ひとり親控	

配偶関係 死別 離別 未婚のひとり親 合計所得 500万円以下 500万円超 500万円以下 500万円超 500万円以下 本人 30万円 30万円 30万円 男性 有 扶養 子以外 親族 無